

## 第2期草津市発達障害者等支援システムの整備に向けた行動指針の概要

### 対象者と支援の概況や関連法案について

第2期行動指針の対象は、児童福祉法の障害児、発達障害者支援法の発達障害者およびこれらの障害の疑いのある方です。支援を必要とする方の状態像やニーズが多様化し、ライフステージにかけて専門的な支援と関係機関との連携が重要になっています。児童福祉法では重症心身障害児や医療的ケアの必要な児童の支援や市町村障害児福祉計画による障害児支援の提供体制の整備が求められています。また、発達障害者支援法では医療、保健、福祉、教育、労働等に関する関係機関の連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとされています。

### 主要な課題

#### ○ライフステージに応じた本人支援

- ・乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援を実施するために関係機関との連携を推進します。
- ・障害によって差別や権利が侵害されないように本人支援を行うとともに、社会への啓発理解に取り組みます。

#### ○家族等養護者の支援

- ・児童発達支援（療育）や相談において保護者支援に取り組むとともに、子育て支援や障害福祉サービスの活用を進めます。

#### ○保育・教育機関への支援

- ・専門的知識を有する人材の確保、養成を行います。
- ・障害の有無にかかわらず子どもたちが障害の有無に関わらず、共に過ごすための支援を行います。

#### ○サービス体系充実に係るネットワーク

- ・セルフヘルプネットワークの形成を促進します。

## 発達支援システムの展開

【**推進体制**】 就学前、学齢期、成人期の実務者会議、関係課会議  
草津市発達障害者等支援システム推進協議会

### 【**ライフステージに応じた本人支援**】

- ・早期発見・早期発達支援
- ・切れ目のない相談支援のため関係機関との連携を推進
- ・進学・就労等の支援
- ・権利利益の擁護

### 【**家族等養護者の支援**】

- ・家族支援の充実
- ・子育て支援や障害福祉サービスの活用

### 【**保育・教育機関等への支援**】

- ・専門的知識を有する人材の確保・養成
- ・障害の有無にかかわらず共に過ごすための支援

### 【**サービス体系充実に係るネットワーク**】

- ・保健・医療・福祉・教育・就労等の連携強化
- ・調査・研究・開発に係る体制の整備

### 発達障害者等支援の中核機能の充実

総合的な相談支援の充実、セルフヘルプネットワークの形成を促進、就労支援体制の整備

# 草津市発達障害者等支援システムが目指す姿

